

○秋田県公安委員会事務代行規程

昭和50年 3 月26日公安委員会規程第 3 号

改正

昭和53年 9 月公安委員会規程第 2 号
昭和54年 2 月公安委員会規程第 1 号
昭和55年11月公安委員会規程第 1 号
昭和56年 6 月公安委員会規程第 3 号
昭和58年 3 月公安委員会規程第 1 号
昭和59年 3 月公安委員会規程第 1 号
昭和60年 2 月公安委員会規程第 1 号
昭和60年12月公安委員会規程第 4 号
昭和61年 7 月公安委員会規程第 2 号
昭和61年12月公安委員会規程第 3 号
昭和61年12月公安委員会規程第 4 号
昭和62年 2 月公安委員会規程第 2 号
平成 3 年 2 月公安委員会規程第 1 号
平成 3 年 7 月公安委員会規程第 2 号
平成 4 年 2 月公安委員会規程第 1 号
平成 6 年 4 月公安委員会規程第 1 号
平成 7 年 1 月公安委員会規程第 1 号
平成 7 年 2 月公安委員会規程第 2 号
平成 7 年 7 月公安委員会規程第 3 号
平成 8 年 3 月公安委員会規程第 1 号
平成 8 年 8 月公安委員会規程第 2 号
平成 9 年 1 月公安委員会規程第 1 号
平成 9 年 3 月公安委員会規程第 2 号
平成 9 年 3 月公安委員会規程第 3 号
平成10年 2 月公安委員会規程第 1 号
平成10年 9 月公安委員会規程第 3 号
平成11年 1 月公安委員会規程第 2 号
平成11年 6 月公安委員会規程第 3 号
平成11年 8 月公安委員会規程第 5 号
平成12年 6 月公安委員会規程第 1 号
平成12年 6 月公安委員会規程第 2 号
平成12年11月公安委員会規程第 3 号
平成12年12月公安委員会規程第 4 号
平成14年 3 月公安委員会規程第 1 号
平成15年 9 月公安委員会規程第 3 号
平成15年11月公安委員会規程第 4 号
平成18年 5 月公安委員会規程第 3 号
平成19年 5 月公安委員会規程第 2 号
平成20年 2 月公安委員会規程第 1 号
平成20年 7 月公安委員会規程第 3 号
平成20年11月公安委員会規程第 4 号
平成20年12月公安委員会規程第 5 号

平成21年 5 月公安委員会規程第 1 号
平成21年11月公安委員会規程第 2 号
平成22年 3 月公安委員会規程第 2 号
平成23年 7 月公安委員会規程第 4 号
平成24年 3 月公安委員会規程第 1 号
平成24年 4 月公安委員会規程第 2 号
平成25年 3 月公安委員会規程第 2 号
平成26年 5 月公安委員会規程第 1 号
平成27年 4 月公安委員会規程第 3 号
平成27年 5 月公安委員会規程第 6 号
平成28年 3 月公安委員会規程第 1 号
平成28年 7 月公安委員会規程第 3 号
平成28年11月公安委員会規程第 4 号
平成29年 2 月公安委員会規程第 1 号
平成29年 6 月公安委員会規程第 3 号
平成30年 3 月公安委員会規程第 1 号
令和元年 8 月公安委員会規程第 5 号
令和 2 年 3 月公安委員会規程第 1 号
令和 4 年 3 月11日公安委員会規程第 1 号
令和 4 年 5 月13日公安委員会規程第 5 号
令和 5 年 3 月29日公安委員会規程第 2 号
令和 5 年 6 月29日公安委員会規程第 5 号
令和 6 年 1 月12日公安委員会規程第 1 号
令和 6 年 3 月14日公安委員会規程第 4 号
令和 6 年 5 月28日公安委員会規程第 6 号
令和 6 年 7 月26日公安委員会規程第 7 号
令和 7 年 3 月13日公安委員会規程第 2 号

秋田県公安委員会事務代行規程を次のように定める。

秋田県公安委員会事務代行規程

秋田県公安委員会事務代行規程（昭和39年秋田県公安委員会規程第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、秋田県公安委員会運営規則（昭和44年秋田県公安委員会規則第 1 号）第11条の規定に基づき、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の一部を秋田県警察本部長（以下「本部長」という。）に常時公安委員会に代って決裁（以下「代行」という。）させることによって事務処理の迅速、かつ、円滑を図ることを目的とする。

（代行事務）

第 2 条 本部長は、別表に掲げる事務について代行することができる。ただし、異例その他必要と認められるものについては、あらかじめ公安委員会の承認を受けて、これを処理しなければならない。

（専決の委譲）

第 3 条 本部長は、前条の規定に基づき代行できる事務を秋田県警察本部の部長、課長及び警察署長に専決させることができる。

（報告）

第4条 本部長は、第2条の規定により代行した事務（前条により専決させた事務を含む。）についてその概要を公安委員会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この規程の実施に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月8日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和53年9月8日から施行し、昭和53年9月1日から適用する。

附 則（昭和54年2月22日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和54年3月5日から施行する。

附 則（昭和55年11月26日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月9日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和56年7月17日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和58年3月16日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和59年3月23日から施行する。

附 則（昭和60年2月12日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（昭和60年12月18日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和60年12月18日から施行する。

附 則（昭和61年7月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和61年1月25日から施行する。

附 則（昭和61年12月24日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和61年12月24日から施行する。

附 則（昭和62年2月18日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月13日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年7月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年2月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成6年4月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成7年1月18日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成7年1月18日から施行する。

附 則（平成7年2月23日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成7年7月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年3月13日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月28日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年1月10日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成9年2月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成9年3月4日から施行する。

附 則（平成9年3月4日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成9年3月5日から施行する。

附 則（平成10年2月25日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成10年2月25日から施行する。

附 則（平成10年9月3日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年1月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月16日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年8月19日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成12年6月7日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成12年6月7日から施行する。

附 則（平成12年6月14日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年11月22日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成12年12月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月19日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年9月3日公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月12日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成18年5月24日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成19年5月23日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。ただし、ストーカー行為等の規制等に関する法律の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年7月30日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年11月26日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成20年12月26日から施行する。

附 則（平成21年5月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成22年3月23日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、道路交通法の項及び道路交通法施行規則の項の改正規定は、同月19日から施行する。

附 則（平成23年7月11日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成23年7月11日から施行する。

附 則（平成24年3月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。ただし、改正後の別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項特定遊興飲食店営業の許可申請の受理の規定は、同年3月23日から適用する。

附 則（平成28年7月21日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則（平成28年11月30日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年2月9日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年6月13日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成30年3月23日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年5月13日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年3月29日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年1月12日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和6年1月12日から施行する。

附 則（令和6年3月14日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月28日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

附 則（令和6年7月26日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和6年7月26日から施行する。

附 則（令和7年3月13日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和7年3月24日から施行する。

別表

法令等の名称	条項	内容
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	第10条第1項 第12条第1項 第13条第1項 第13条第2項 第23条第5項	裁定の申請の受理 仮給付金の支給等 裁定のための調査等 裁定のための必要な照会 改善に必要な措置命令
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則	第19条 第20条第1項 第20条第2項 第23条第2項	損害賠償を受けた場合の届出の受理 給付金等の支給に関する処分の通知 給付金支払請求書の交付 添付書類の省略
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則	第1条第1項 第2条 第3条第1項 第3条第3項 第3条第4項 第8条第1項 第8条第2項 第8条第3項 第9条 第10条第1項	指定の申請書の受理 指定の公示 名称等の変更届出書の受理 名称等の変更の公示 犯罪被害者等早期援助団体の指定申請書 添付書類の内容変更書類の受理 犯罪被害者等早期援助団体の事業計画書 及び収支予算書の受理 犯罪被害者等早期援助団体の事業報告書 及び収支決算書の受理 犯罪被害者等早期援助団体の財政状況又は事業の運営に関する報告又は資料の提出要求 役員等の解任の勧告 事業廃止届出書の受理

	第10条第2項 第11条 第12条	指定取消申請書の受理 指定等に関する意見聴取 指定の取消しの公示
国外犯罪被害者 慰金等の支給に 関する法律	第9条第1項 第10条 第13条第1項 第13条第2項	裁定の申請の受理 公安委員会等による援助 裁定のための調査等 裁定のための関係機関・団体への協力要 請
国外犯罪被害者 慰金等の支給に 関する法律施行 規則	第10条第1項 第10条第2項 第12条第2項	弔慰金等の支給に関する処分の通知 弔慰金等支払請求書の交付 添付書類の省略
行政手続法	第14条第1項、第2項 第15条第1項、第2項 第18条第1項 第18条第3項 第29条第1項、第2項 第30条	不利益処分の理由の提示 聴聞の通知等 文書等の閲覧の許可 閲覧日時、場所の指定 口頭による弁明の許可及び弁明書、証拠 書類等の受理 弁明の機会の付与の通知
聴聞及び弁明の 機会の付与に関 する規則	第3条第1項、第2項、 第3項 第4条第1項、第2項 (第24条第1項で準用 する場合を含む。) 第9条第1項、第2項、 第3項(第24条第2項 で準用する場合を含 む。) 第10条第1項、第2項 第12条第1項 第19条第1項、第2項 第20条 第21条第1項	主宰者の指名(道路交通法第104条の2 に規定する聴聞に限る。) 代理人資格証明書、代理人資格喪失届出 書の受理 聴聞期日及び場所の変更(道路交通法第 104条の2に規定する聴聞に限る。)、変 更申出書の受理及び変更の通知 文書閲覧請求書の受理、閲覧許可の通知 聴聞公開の通知及び公示 聴聞終結後の聴聞調書等の閲覧請求書の 受理及び閲覧許可の通知 弁明の通知 弁明録取者の指名
秋田県行政手続 条例	第14条第1項、第2項 第15条第1項、第2項 第18条第1項 第18条第3項 第27条第1項、第2項 第28条	不利益処分の理由の提示 聴聞の通知等 文書等閲覧の許可 閲覧日時、場所の指定 口頭による弁明の許可及び弁明書、証拠 書類等の受理 弁明の機会の付与の通知
聴聞及び弁明の 機会の付与に関 する規則(秋田 県公安委員会規	第2条第1項、第2項、 第3項 第3条第1項、第2項 (第23条第1項で準用	主宰者の指名 代理人資格証明書、代理人資格喪失届出 書の受理

則)	する場合を含む。) 第8条第1項、第2項、第3項（第23条第2項で準用する場合を含む。) 第9条第1項、第2項 第11条第1項 第18条第1項、第2項 第19条 第20条第1項	聴聞期日及び場所の変更、変更申出書の受理及び変更の通知 文書閲覧請求書の受理、閲覧許可の通知 聴聞公開の通知及び公示 聴聞終結後の聴聞調書等の閲覧請求書の受理及び閲覧許可の通知 弁明の通知 弁明録取者の指名
秋田県情報公開条例	第9条第1項、第2項 第10条第2項、第3項、第4項 第11条第1項 第12条第1項、第2項、第3項 第13条第1項 第15条第1項 第16条 第17条 第21条第1項、第3項、第4項 第22条 第23条 第24条 第31条	公開請求書の受付及び補正 決定期間の延長及び公開決定等の通知 事案の移送等及び通知 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 公開の実施 審査会への諮問 審査会へ諮問した旨の通知 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 審査会の調査権限への対応 意見の陳述 意見書等の提出 提出資料の閲覧 行政文書の検索資料の作成等
秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則	第4条第3項 第8条	行政文書の閲覧又は視聴の中止等 条例の実施状況の報告
個人情報保護に関する法律	第66条 第68条 第69条第2項 第70条、第72条 第77条第1項、第3項 第83条第2項 第84条 第85条第1項、第3項 第86条第1項、第2項、第3項 第87条	安全管理措置 漏えい等の報告等 利用及び提供 提供先に対する措置の要求 開示請求書の受付及び補正 開示決定等の期間の延長及び通知 特例による開示決定等の期間の延長及び通知 事案の移送等及び通知並びに開示決定をした場合の開示の実施 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 開示の実施

	第91条第1項、第2項、第3項 第94条第2項 第95条 第96条第1項、第3項 第97条 第99条第1項、第2項、第3項 第102条第2項 第103条 第105条第1項 第105条第2項 第107条第1項、第2項	訂正請求書の受付及び補正 訂正決定等の期間の延長及び通知 特例による訂正決定等の期間の延長及び通知 事案の移送等及び通知並びに移送先が訂正決定をした場合の訂正 訂正した場合の個人情報の提供先への通知 利用停止請求書の受付及び補正 利用停止決定等の期間の延長及び通知 特例による利用停止決定等の期間の延長及び通知 不服申立てがあった場合の審査会への諮問 諮問をした旨の通知 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続
秋田県個人情報保護審査会条例	第5条第1項、第3項、第4項 第7条 第8条 第9条	審査会の調査権限への対応 審査会への意見陳述の申出及び陳述 審査会への意見書等の提出 資料等の写しの送付等
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	第8条第1項、第2項	裁定のための調査等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第3条第1項、第2項 第5条第1項、第2項、第3項、第4項 第7条第1項、第2項、第5項、第6項 第7条の2第1項、第2項、第3項 第7条の3第1項、第2項、第3項 第9条第1項、第3項、第4項、第5項 第10条 第10条の2第1項、第	風俗営業の許可、許可条件の付与及び変更 許可申請書の受理、交付、不許可の通知及び許可証の再交付 相続の承認、不承認の通知、承継許可証の書換え及び相続不承認の許可証の返納受理 合併の承認、不承認の通知及び承認許可証の書換え 分割の承認、不承認の通知及び承認許可証の書換え 構造及び設備の増改築変更承認、届出の受理並びに許可証の書換え、特例風俗営業業者の構造設備の変更に係る届出 許可証の返納受理 特例風俗営業業者の認定及び認定書の交

3 項、第 4 項、第 5 項、 第 7 項、第 9 項	付、不認定の通知、認定書の再交付、認定書の返納受理
第20条第 2 項、第 4 項、 第10項	遊技機の認定及び検定並びに遊技機の増設交換の変更の承認及び届出の受理
第24条第 5 項、第 6 項	管理者の解任勧告及び講習
第25条	風俗営業者に対する指示
第27条第 1 項、第 2 項、 第 4 項	店舗型性風俗特殊営業の届出及び変更廃止の届出受理、届出確認書の交付及び届出確認不交付通知書の交付
第29条	店舗型性風俗特殊営業に対する指示
第31条第 1 項、第 2 項、 第 3 項	標章のはり付け、取り除き申請受理及び取り除き
第31条の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項	無店舗型性風俗特殊営業の届出及び変更廃止の届出受理、届出確認書の交付及び届出確認不交付通知書の交付
第31条の 4 第 1 項、第 2 項	無店舗型性風俗特殊営業に対する指示、違反広告物の除却
第31条の 6 第 1 項、第 2 項	処分移送通知の送付、処分移送通知書に基づく無店舗型性風俗特殊営業に対する指示
第31条の 7 第 1 項、第 2 項	映像送信型性風俗特殊営業の届出及び変更廃止の届出受理、届出確認書の交付及び届出確認不交付通知書の交付
第31条の 9 第 1 項、第 2 項	映像送信型性風俗特殊営業に対する指示及び勧告
第31条の12第 1 項、第 2 項	店舗型電話異性紹介営業の届出受理、廃止及び変更の届出受理、届出確認書の交付及び届出確認不交付通知書の交付
第31条の14	店舗型電話異性紹介営業に対する指示
第31条の16第 1 項、第 2 項、第 3 項	標章のはり付け、取り除き申請受理及び取り除き
第31条の17第 1 項、第 2 項	無店舗型電話異性紹介営業の届出受理、廃止及び変更の届出受理、届出確認書の交付及び届出確認不交付通知書の交付
第31条の19第 1 項、第 2 項	無店舗型電話異性紹介営業に対する指示、違反広告物の除却
第31条の21第 1 項、第 2 項第 1 号	処分移送通知書の送付、移送処分通知書に基づく無店舗型電話異性紹介営業に対する指示
第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可
第31条の23	特定遊興飲食店営業の許可条件の付与及び許可条件の変更
	許可申請書の受理、許可証の交付、不許可の通知及び許可証の再交付
	相続の承認、不承認の通知、承継許可証

		の書換え及び相続不承認の許可証の返納受理 合併の承認、不承認の通知及び承認許可証の書換え 分割の承認、不承認の通知及び承認許可証の書換え 構造及び設備の増改築変更承認、届出の受理並びに許可証の書換え 特例特定遊興飲食店営業者の構造設備の変更に係る届出、許可証の返納受理 特例特定遊興飲食店営業者の認定及び認定証の交付、不認定の通知、認定証の再交付、認定証の返納受理 管理者の解任勧告及び講習 特定遊興飲食店営業者に対する指示 深夜における種類提供飲食店営業の届出及び変更廃止届出の受理 飲食店営業者に対する指示 接客業務受託営業に対する指示、処分移送通知書の送付、移送処分通知書に基づく接客業務受託営業に対する指示 報告及び資料の提出要求 少年指導委員の委嘱及び解嘱、少年指導委員に対する研修 少年指導委員に対する立入りの指示、立入り結果報告の受理 風俗環境浄化協会の指定及び改善命令 聴聞の通知及び公示 国家公安委員会に対する報告 飲食店営業等の停止の通知 風俗営業者の団体の届出受理
	第31条の24 第33条第1項、第2項 第34条第1項 第35条の4第1項、第3項、第4項第1号 第37条第1項 第38条第1項、第5項 第38条の2第2項、第3項 第39条第1項、第3項 第41条第2項 第41条の3第1項、第2項 第42条 第44条	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令	第1条第11号	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足る能力を有する者の認定
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則	第1条第4項 第1条の2 第5条第2項 第7条第2項第3号	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足る能力を有する者の認定 認定申請に係る補正の要求 弁明の機会の付与 同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することにつき適正に判定するこ

	第7条第2項第4号 第7条の2第1項 第7条の2第2項 第7条の2第3項 第7条の2第4項 第7条の2第5項 第7条の2第6項 第7条の2第7項 第7条の3 第11条第3項	とができる者の認定 同一の型式に属する遊技機を輸入する者であることにつき適正に判定することができる者の認定 同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であることの確認 確認申請書の收受 確認証明書の交付 確認申請書等の内容変更届出書の收受 廃止届出書の收受 確認の取消 確認取消の通知 検定申請に係る補正の要求 弁明の機会の付与
秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例	第6条第1項、第2項 第9条第1項、第2項、第3項、第4項 第10条 第12条	利用カード等の販売教示の開始の届出受理、廃止及び変更の届出受理 違反広告物等の除却等命令、違反広告物等の除却等 利用カード等販売教示業者に対する指示 利用カード等販売教示業者に対する報告及び資料の提出要求並びに立入警察職員の指定
消防法	第11条第7項 第11条の4第3項	市町村長等からの製造所等の設置に係る許可についての通報の受理 市町村長等からの製造所等の設置に係る許可についての通報の受理
古物営業法	第3条 第5条第1項 第5条第2項 第5条第3項 第5条第4項 第7条第1項 第2項、第3項 第7条第5項 第8条 第8条の2第1項 第8条の2第2項 第10条 第10条の2第1項 第10条の2第2項 第13条第4項 第23条	古物商及び古物市場主の許可 古物商及び古物市場主の許可申請書の受理 古物商及び古物市場主の許可証の交付 不許可の通知 許可証の再交付 変更届出書の受理 許可証の書換え 許可証の返納 古物商の閲覧等 変更事項の補正 競り売りの届出 古物競りあっせん業の開始届出書の受理 古物競りあっせん業の廃止及び変更の届出書の受理 管理者の解任の勧告 古物商及び古物市場主に対する指示

	第25条第2項 第26条	聴聞の通知及び公示 情報の提供
古物営業法施行規則	第4条第1項 第5条第9項 第6条 第7条 第8条第1項 第8条第3項 第12条第1項 第12条第2項 第14条の2 第19条の4第1項 第19条の7第1項 第19条の7第2項 第19条の9第2項 第19条の10第2項 第19条の11第1項 第19条の12 第19条の13第1項 第19条の14第2項	許可証の再交付申請書の受理 許可証の書換申請書の受理 古物商市場主に係る変更後の規約の受理 許可証の返納理由書の受理 競り売り届出書の受理 自動公衆送信の利用による競り売り届出書の受理 行商従業者等の特例様式の承認申請書の受理 行商従業者等の特例様式の承認及び取消の公示 仮設店舗における営業の届出 古物競りあっせん業に係る認定申請書の受理 古物競りあっせん業に係る認定の通知及び公示 古物競りあっせん業に係る不認定の通知 認定古物競りあっせん業者の変更届出書の受理 認定古物競りあっせん業者の認定の取消の公示 外国古物競りあっせん業に係る認定申請書の受理 外国古物競りあっせん業に係る認定の通知、公示及び不認定の通知 認定外国古物競りあっせん業者の変更及び廃止の届出書の受理 認定外国古物競りあっせん業者の認定の取消の公示
火薬類取締法	第17条第1項、第50条の2 第17条第4項、第50条の2 第17条第6項、第50条の2 第17条第7項 第17条第8項 第19条第1項 第19条第2項 第19条第3項	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受の許可 猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の交付 猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の決定 猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の書換え 猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付 火薬類の運搬届の受理及び運搬証明書の交付 運搬に対する必要な指示 運搬証明書への指示内容の記載

	第19条第4項 第24条第1項、第50条の2 第24条第3項、第50条の2 第25条第1項、第50条の2 第43条第2項 第45条 第48条第1項 第52条第1項 第52条第2項、第3項 第52条第4項	運搬証明書の有効期間の決定、書換及び再交付並びに返納 猟銃用火薬類等の輸入許可 猟銃用火薬類等の輸入届の受理 猟銃用火薬類の消費許可 立入検査 火薬類の運搬又は猟銃用火薬類の消費に対する緊急措置 許可の条件付加 県知事の意見聴取に対する回答 火薬類の通報の受理 火薬類取扱上公共の安全維持等のための措置要請
火薬類取締法施行令	第2条 第3条 第4条	猟銃用火薬類等に係る譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理 運搬証明書の返納の受理 他の都道府県公安委員会に対する通知
火薬類の運搬に関する内閣府令	第2条第1項	火薬類運搬届の受理
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け輸入及び消費に関する内閣府令	第2条 第3条第1項 第8条 第9条第1項 第9条第3項 第9条第4項 第10条 第11条第1項 第11条第2項 第13条第2項 第14条	猟銃用火薬類の譲渡許可申請の受理 猟銃用火薬類の譲受許可申請の受理 譲渡許可証等の継続記載欄追加届の受理 猟銃等火薬類等の輸入許可申請の受理 猟銃等火薬類等の輸入許可書の交付 猟銃等火薬類等輸入許可証の記載事項変更届の受理 輸入届の受理 猟銃用火薬類等の消費許可申請書の受理 猟銃用火薬類等の消費許可書の記載事項変更届の受理 申請書類等の部数の定め 譲渡許可等の台帳の登載及び整理
質屋営業法	第3条第2項 第3条第3項 第4条第1項、第2項 第4条第3項 第8条第1項 第8条第2項 第8条第3項 第8条第4項 第9条	意見の聴取および証拠の提出 不許可の通知 営業内容等の変更の許可、変更届の受理 死亡による届出 許可証の交付 許可証の書換え 許可証忘失等届出の受理 許可証の再交付 許可証返納の受理

	第26条第2項 第27条	聴聞の通知及び公示 他の公安委員会への通知
質屋営業法施行規則	第1条 第6条 第7条 第8条第1項 第9条	許可申請書の受理 廃業の届出 休業の届出、期間延長及び再開の届出受理 営業内容変更の届出 保管設備の変更届の受理
高圧ガス保安法	第74条第1項	高圧ガスの製造許可等の通報の受理
武器等製造法	第28条第1項	猟銃等製造事業許可等の通報の受理
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第59条第5項 第59条第6項 第59条第7項 第59条第9項 第59条第10項 第67条第1項 第68条第1項	核燃料物質等の運搬届出の受理及び運搬証明書の交付 核燃料物質等の運搬日時等についての指示 指示内容の運搬証明への記載 運搬証明書の書換え 運搬証明書の再交付 報告の徴収 立入検査
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	第50条 第51条第1項第2号、 第3号 第51条第2項	不用となった運搬証明書の返納の受理 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の関係公安委員会への通知及び連絡 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の関係公安委員会を通じた届出等の受理及び書換え等
核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令	第2条第1項、第2項、 第3項 第5条 第6条 第8条第3項	運搬届出書の受理 運搬証明書書換え申請書の受理 運搬証明書再交付申請書の受理 事故報告書の受理
放射性同位元素等の規制に関する法律	第18条第5項 第18条第6項 第42条第1項 第43条の2第1項	運搬届出の受理 指示 報告の徴収 立入検査
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	第18条	他の公安委員会との連絡
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令	第2条第4項 第3条第3項	運搬届出書の交付 指示書の交付
銃砲刀剣類所持等取締法	第3条第1項第11号 第3条第1項第13号	捕鯨用標識銃等の製造業又は販売業の届出の受理 クロスボウ製造業の届出

第3条第1項第14号	クロスボウ販売業の届出
第3条第1項第15号	輸出用刀剣類の製作業の届出の受理
第3条第2項	人命救助等従事者届の受理
第3条第3項	教習射撃場を設置し又は管理する者等の 使用人の届出の受理
第3条の2第2項	武器製造事業者等の使用人の届出の受理
第4条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可
第4条第2項	許可条件の付与及び許可条件の変更
第4条第4項	許可期間の決定
第4条第5項	法人の従業員の銃砲等又は刀剣類の所持 許可
第4条の2第1項	許可申請書の受理
第4条の3第1項	許可申請者に対する認知機能検査の実施
第4条の3第2項	指定する医師の受診命令及び診断書の提 出命令
第4条の4第1項	銃砲等又は刀剣類の確認
第4条の4第2項	許可銃砲に係る番号又は記号の打刻命令
第4条の4第3項	許可クロスボウに係る番号表示命令
第5条の3第1項	猟銃等講習会の開催
第5条の3第2項	講習修了証明書の交付
第5条の3第3項	講習修了証明書の書換又は再交付
第5条の3第4項	講習事務の委託
第5条の3の2第1項	クロスボウ講習会の開催
第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付
第5条の3の2第3項	講習修了証明書の書換又は再交付
第5条の3の2第4項	講習事務の委託
第5条の4第1項	技能検定の実施
第5条の4第2項	合格証明書の交付
第5条の4第3項	技能検定申請書の受理及び合格証明書の 書換え又は再交付
第5条の5第1項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 の実施
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付
第5条の5第3項	技能講習修了証明書の書換え又は再交付
第5条の5第4項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 の事務の一部委託
第6条第1項	国際競技に参加する外国人に対する許可
第6条第2項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲 等又は刀剣類の許可期間の決定
第6条第3項	許可申請書の受理
第7条第1項	許可証の交付及び許可証への許可事項の 記載
第7条第2項	許可証の書換及び再交付
第7条の3第1項、第 2項	許可の更新申請書の受理及び許可の更新

第7条の3第3項	更新申請者に対する認知機能検査の実施並びに指定する医師の受診命令及び診断書の提出命令
第8条第2項	許可証返納の受理
第8条第3項	許可のまっ消届の受理
第8条第4項	死亡届出義務者等による許可証返納の受理
第8条第5項	外国人出国時の許可証返納の受理
第8条第7項	許可失効に係る銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第8条第8項	仮領置した失効銃砲等又は刀剣類の返還
第8条第9項	仮領置した失効銃砲等若しくは刀剣類の売却又は廃棄
第8条第10項	仮領置した失効銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付
第8条の2第2項	許可失効による拳銃部品の提出命令及び仮領置
第8条の2第3項	仮領置した失効拳銃部品の返還
第8条の2第4項	仮領置した失効拳銃部品の売却又は廃棄、売却代金の交付
第9条第3項	猟銃等販売事業者等からの許可証の返納の受理
第9条の2第1項	指定射撃場の指定
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定
第9条の4第1項	教習射撃場の指定
第9条の4第2項	教習射撃指導員の選任、解任届の受理
第9条の5第2項	教習資格認定申請書の受理及び教習資格の認定並びに教習資格認定証の交付
第9条の5第3項	認定の取消しによる教習資格認定証の返納受理
第9条の5第4項	教習資格認定証の書換え又は再交付
第9条の6第2項	教習用備付け銃の届出の受理
第9条の6第3項	教習用備付け銃に係る番号又は記号の打刻命令
第9条の7第3項	教習用備付け銃の保管設備等の改善命令
第9条の8第1項	教習修了証明書の交付禁止
第9条の8第3項	教習用備付け銃の提出命令及び仮領置
第9条の8第4項	仮領置した教習用備付け銃の返還
第9条の8第5項	仮領置した教習用備付け銃の売却、廃棄、売却代金の交付
第9条の9第1項	練習射撃場の指定
第9条の9第2項	練習射撃指導員の選任、解任届の受理
第9条の10第2項	練習資格認定申請書の受理及び練習資格認定証の交付

第9条の10第3項	認定の取消しによる練習資格認定証の返納受理、書換又は再交付
第9条の11第2項	練習用備付け銃の届出の受理、番号又は記号の打刻並びに保管設備等の改善命令
第9条の12第2項	練習用備付け銃の提出命令及び仮領置
第9条の12第3項	仮領置した練習用備付け銃の返還
第9条の12第4項	仮領置した練習用備付け銃の売却又は廃棄若しくは売却代金の交付
第9条の13第1項	年少射撃資格認定申請書の受理及び年少射撃資格の認定
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付
第9条の13第3項	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付
第9条の14第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付及び講習会の開催に関する一部事務の委託
第9条の15第2項	年少射撃資格認定証の返納の受理
第9条の15第3項	死亡届出義務者等による年少射撃資格認定証の返納の受理
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定
第10条の6第1項	許可銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告徴収
第10条の6第2項	許可猟銃及び実包保管場所の立入検査並びに保管設備及び帳簿その他の物件の検査、関係者への質問
第10条の6第6項	許可銃砲の保管設備等の改善命令
第10条の8第1項	猟銃等保管業の届出の受理
第10条の8第2項	委託保管する猟銃等の保管設備等の改善命令
第10条の8第3項	猟銃等保管業者の業務の廃止又は停止命令
第10条の8第4項	猟銃等保管業者の業務廃止届出の受理
第10条の8の2第1項	クロスボウ保管業の届出受理
第10条の8の2第2項	委託保管するクロスボウ保管設備等の改善命令
第10条の8の2第3項	クロスボウ保管業者の業務の廃止又は停止命令
第10条の8の2第4項	クロスボウ保管業者の業務廃止届出の受理
第10条の9第1項、第2項	指示
第11条第8項	許可取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第11条第9項	許可取消し後の銃砲等又は刀剣類の提出

	命令及び仮領置
第11条第10項	許可取消しにより仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還
第11条第11項	許可取消しされなかった場合の仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還
第11条第12項	仮領置した取消しに係る銃砲等若しくは刀剣類の売却又は廃棄、売却代金の交付
第11条の2第1項	取消し前の拳銃部品の提出命令及び仮領置
第11条の2第2項	保管している拳銃部品の取消し前の仮領置
第11条の2第3項	取消し後の拳銃部品の提出命令及び仮領置
第11条の2第4項	拳銃の所持許可が取り消された場合の仮領置した拳銃部品の返還
第11条の2第5項	拳銃の所持許可が取り消されなかった場合の仮領置した拳銃部品の返還
第11条の2第6項	仮領置した拳銃部品の売却又は廃棄、売却代金の交付
第12条第1項	聴聞の通知及び公示
第12条の3	報告聴取又は医師の受診命令
第13条	許可銃砲刀剣類等の検査及び使用状況の報告徴収
第13条の2	公務所等への照会
第13条の3第1項	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管
第13条の3第2項	保管した銃砲等又は刀剣類の返還
第13条の3第3項	拳銃部品の提出命令及び保管
第13条の3第4項	拳銃部品の返還
第14条第4項	登録通知の受理
第16条第2項	登録証返納通知の受理
第17条第3項	所有者変更届等の通知の受理
第18条の2第3項	製作承認通知の受理
第21条の3第1項第4号	準空気銃の製造業の又は輸出業の届出の受理
第22条の2第1項	模造拳銃の製造業又は輸出業の届出の受理
第22条の3第2項	模擬銃器の製造業又は輸出業の届出の受理
第26条第2項	緊急事態時の銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第26条第3項	緊急事態時における銃砲等又は刀剣類の授受、運搬若しくは携帯の禁止又は制限の告示についての議会の承認に係る手続
第26条第5項	緊急事態時の告示期間満了等による仮領

	第27条第1項 第27条第3項 第27条の2第1項 第27条の2第2項 第28条の2第1項 第28条の2第3項 第28条の2第6項 第29条第1項 第29条第2項	置した銃砲等又は刀剣類の返還 銃砲等又は刀剣類の提出命令 銃砲等若しくは刀剣類の売却又は廃棄、 売却代金の交付 指定射撃場及び猟銃等保管業者等に対する報告徴収 立入検査の実施 猟銃安全指導委員の委嘱 猟銃安全指導委員に対する情報の提供 猟銃安全指導委員に対する研修の実施 申出の受理 申出に対する調査及び措置（許可の取消しを除く。）
銃砲刀剣類所持等取締法施行令	第6条第1項 第6条第2項 第17条第1項 第17条第2項 第18条 第19条の2 第19条の2第2項 第19条の3 第20条第1項 第21条第1項 第24条第1項 第24条第2項 第26条第2項 第29条第1項 第30条 第35条第1項 第35条第2項 第35条第3項 第35条第4項	射撃競技用拳銃又は空気拳銃の所持許可期間の決定 芸能公演等又は展示用等の銃砲等若しくは刀剣類の所持許可期間の決定 猟銃等講習会の日時、場所の決定 猟銃等講習会の開催日時、場所等の公表 考査の実施 クロスボウ講習会の開催の日時、場所の決定 クロスボウ講習会の開催日時、場所等の公表 考査の実施 技能検定の実施日時、場所等の通知 技能講習実施日時等の通知 国際競技に参加する外国人の所持許可期間の決定 国際競技に参加する外国人の所持許可期間の延長 教習資格認定証の有効期間の決定 年少射撃資格講習会の開催日時等の公表 年少射撃資格講習に係る考査の実施及び年少射撃資格講習修了証明書の交付 他の都道府県公安委員会への確認の通知 他の都道府県公安委員会への許可証書換えの通知 他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持許可証の書換え若しくは再交付の申請の受理の通知 他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持許可証の返納の通知

	第35条第5項	他の都道府県公安委員会への猟銃等販売事業者等からの銃砲の所持許可証の返納の通知
	第35条第6項	他の公安委員会への年少射撃資格認定証書換えの通知及び通知の受理
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	第1条第2項	届出書、申請書等の提出部数の決定
	第4条第2項	銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項の変更届の受理
	第4条第3項	届出書の交付
	第4条第4項	事業廃止届の受理
	第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書の交付
	第5条第3項	人命救助等に従事する者届出済証明書の記載事項変更届出の受理
	第6条第2項	使用人届出済証明書の交付
	第6条第3項	使用人の解雇等又は記載事項の変更届出の受理
	第6条第5項	使用人届出済証明書の忘失等の届出の受理
	第10条第1項第2号	診断書作成医師の認定
	第12条第2項	推薦取消通知の受理
	第17条第1項	銃砲等又は刀剣類の確認
	第18条	打刻命令書の交付
	第18条の2第2項	クロスボウ番号標表示措置命令書の交付
	第18条の2第3項	クロスボウ番号標の亡失等の届出の受理
	第20条	講習受講申込書の受理
	第22条	講習修了証明書の再交付又は書換申請の受理
	第23条	技能検定通知書の交付
	第25条	技能検定合格証明書の書換え又は再交付申請の受理
	第26条	技能講習受講申込書の受理
	第27条	技能講習通知書の交付
	第29条	技能講習修了証明書の書換え又は再交付申請の受理
	第30条	許可期間延長届の受理
	第32条第1項	銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書の受理
	第33条	銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書の受理
	第35条第1項	猟銃又は空気銃の所持許可更新に伴う新たな許可証の交付
	第35条第2項	クロスボウ所持許可更新に伴う新たな許可証の交付
	第36条	銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書の受

	理
第37条	許可事項抹消申請書の受理
第38条	仮領置書の交付及び保管書の交付を受けた者に対する保管書の返還要求
第39条第1項	銃砲等又は刀剣類返還申請書の受理
第40条	銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還時の仮領置書及び受領書の受理
第41条	売却代金交付時の仮領置書の受理及び売却代金明細書の交付
第43条	射撃指導員指定申請書の受理
第44条	射撃指導員指定書の交付
第45条	射撃指導員指定解除通知書の交付
第46条第1項	射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理
第46条第2項	射撃指導員指定申請書の再交付申請の受理
第50条	教習射撃場指定申請書の受理
第51条	教習射撃場指定書の交付
第53条	教習射撃指導員解任命令書の交付
第54条	教習射撃場指定申請書等記載事項変更届の受理
第56条	教習資格認定証の書換え又は再交付申請の受理
第58条第2項	届出を受理した旨の記載をした届出書の交付
第61条	教習射撃場指定解除通知書の交付
第62条	教習修了証明書の交付禁止通知書の交付
第65条	練習射撃場指定書の交付
第67条	練習射撃指導員の解任命令書の交付
第68条	練習射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理
第70条	練習資格認定証の書換え又は再交付の申請の受理
第72条	練習用備付け銃の届出書又は練習用備付け銃等変更届出書の受理及び届出を受理した旨の記載をした届出書の交付
第74条	練習射撃場指定解除通知書の交付
第75条	年少射撃資格認定申請書の受理
第78条	年少射撃資格認定証書換申請書の受理
第79条	年少射撃資格認定証の再交付申請の受理
第80条	年少射撃資格講習受講申込書の受理
第82条第1項	年少射撃資格講習修了証明書の書換え申請の受理
第82条第2項	年少射撃資格講習修了証明書の再交付申請の受理

	第82条の3第1項	クロスボウ射撃資格認定証の書換え申請の受理
	第82条の3第2項	クロスボウ射撃資格認定証の再交付申請の受理
	第90条第1項	保管業届出書の受理
	第90条第2項	保管業届出書の記載事項変更届の受理
	第90条第3項	届出を受理した旨の記載をした届出書の交付
	第90条第4項	保管業廃止届出書の受理
	第93条	保管業務廃止等命令書の交付
	第94条	使用実績報告書の受理
	第95条	銃砲等又は刀剣類関係事項照会書の使用
	第96条	保管書の交付
	第97条	保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還
	第100条第1項	準空気銃製造等届出書の受理
	第100条第2項	準空気銃製造等届出書の記載事項変更届の受理
	第100条第3項	届出を受理した旨を記載した届出書の交付
	第100条第4項	準空気銃製造等事業廃止届の受理
	第102条第3項	模造拳銃製造等届出書の記載事項変更届の受理
	第102条第4項	届出を受理した旨を記載した届出書の交付
	第102条第5項	模造拳銃製造等事業廃止届の受理
	第103条第2項	模擬銃器製造等届出書又は模擬銃器製造等届出書の記載事項変更届の受理及び届出を受理した旨の記載をした届出書の交付並びに模擬銃器製造等の廃止の届出の受理
	第113条	銃砲等又は刀剣類の提出命令書の交付
	第114条	売却代金交付時の提出命令書及び代金領収書の受理並びに売却代金明細書の交付
	第117条	台帳の作成登載及び整理
指定射撃場の指定に関する内閣府令	第10条	射撃場の指定申請の受理
	第11条	指定通知書の交付
	第12条	射撃場の期間指定
	第13条	指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理
	第14条	指定解除通知書の交付
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に	第87条第1項	液化石油ガスの許可等の通報の受理

関する法律		
警備業法	第5条第1項 第5条第2項 第5条第3項 第7条第2項 第7条第3項 第7条第4項 第9条 第10条第1項 第11条第1項 第11条第2項 第12条第1項、第2項、 第3項 第16条第2項 第16条第3項 第17条第2項 第22条第2項 第22条第2項第1号 第22条第2項第2号 第22条第5項 第22条第6項 第22条第8項 第23条第1項、第2項 第23条第4項 第23条第5項 第40条 第41条 第42条第2項 第42条第2項第1号 第42条第2項第2号 第42条第3項 第46条 第47条 第48条 第50条第2項	認定申請書の受理 認定の通知 認定しない旨の通知書の交付 認定の有効期間の更新 認定の有効期間の更新しない旨の通知書の交付 認定更新申請書の受理 営業所設置等の届出書の受理 廃止の届出書の受理 変更等の届出書の受理 他の公安委員会への通知 認定返納届出書の受理 服装届出書の受理 服装変更届出書の受理 護身用具届出書及び護身用具変更届出書の受理 警備員指導教育責任者講習の実施 警備員指導教育責任者資格者証の交付 警備員指導教育責任者講習課程修了者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定 警備員指導教育責任者資格者証の書換え 警備員指導教育責任者資格者証の再交付 現任警備員指導教育責任者講習の実施 検定の実施 合格証明書の交付 合格証明書の書換え及び再交付 機械警備業務の届出書の受理 機械警備業務廃止等の届出書の受理 機械警備業務管理者講習の実施 機械警備業務管理者資格者証の交付 機械警備業務管理者講習課程修了者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定 機械警備業務管理者資格者証の書換え及び再交付 報告の徴収 立入検査の実施及び警察職員の指定（ただし、所属職員に係ることに限る。） 警備業者に対する指示 聴聞の通知及び公示
警備業法施行規則	第4条第2項 第9条	認定に係る医師の診断要求 認定の有効期間の更新に係る通知

	第39条第3項 第42条第1項 第43条第1項 第43条第3項 第63条第1項 第63条第2項	警備員指導教育責任者の兼任の承認 警備員指導教育責任者資格者証交付申請書の受理 警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書の受理 警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書の受理 機械警備業務管理者資格者証交付申請及び書換え申請書並びに再交付申請書の受理 機械警備業務管理者資格者証の交付に係る医師の診断要求
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	第2条 第4条第1項 第7条第1項 第7条第2項 第10条 第12条第1項 第12条第2項 第13条	警備員指導教育責任者講習の実施の公示 警備員指導教育責任者講習の受講申込書の受理 警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付 警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付 現任警備員指導教育責任者講習の通知 機械警備業務管理者講習修了証明書の交付 機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付 機械警備業務管理者講習の実施の公示及び受講申込書の受理
警備員等の検定等に関する規則	第6条第3項 第7条 第9条第1項 第10条 第11条 第12条第1項 第12条第2項 第14条第1項 第15条第1項 第15条第3項 附則第6条、附則第9条、附則第10条第1項、附則第11条	実技試験員の指定 検定実施の公示 検定申請書の受理 受検票の交付 成績証明書の交付 成績証明書の書換え及び同書換え申請書の受理 成績証明書の再交付及び同再交付申請書の受理 合格証明書交付申請書の受理 合格証明書の書換え申請書の受理 合格証明書の再交付申請書の受理 検定合格者審査の実施、検定合格者審査の公示、審査申請書の受理、旧規則検定合格証の書換え申請及び再交付申請の受理
警備業法施行細則	第3条第1項 第3条第3項	警備員指導教育責任者兼任承認申請書の受理 警備員指導教育責任者兼任承認証の交付

	第5条第2項 第5条第3項 第5条第4項	特例対象施設認定申請書の受理 特例対象施設の認定及び同認定証の交付 特例対象施設変更届出書及び同施設廃止届出書の受理
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則	第3条第1項 第3条第2項 第5条第1項 第5条第2項 第6条 第11条第1項	申請事項変更届出の受理 変更承認の申請書の受理及び変更の承認 事業計画書等の受理 事業報告書等の受理 登録業務に関する報告及び資料の提出要求 指定団体の名称及び住所の公示並びに変更の公示
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第56条の27第1項 第56条の27第2項 第56条の27第3項 第56条の27第7項 第56条の30 第56条の31第1項	届出対象病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 運搬に対する必要な指示 運搬証明書への指示内容の記載 運搬証明書の書換え、再交付及び返納並びに運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合における関係公安委員会への連絡等 報告徴収 立入検査
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第21条 第22条 第23条 第24条第1項第1号、第2号、第3号 第24条第2項	運搬証明書の書換え 運搬証明書の再交付 不要となった運搬証明書の返納 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の出発地公安委員会を通じての届出の受理及び運搬証明書の交付並びに指示、関係公安委員会への通知及び連絡 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の関係公安委員会を通じた届出等の受理及び書換え等
届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則	第3条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	運搬に対する必要な指示
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第9条第1項 第9条第2項 第9条第5項	援助の申出の受理及び援助 事例分析の実施の事務の委託 啓発及び知識の普及
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関	第1条第2項 第2条	援助に必要な書類の提出要求 申出者に対する援助の措置

する規則		
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	第7条第1項 第7条第2項 第13条、第15条第2項第1号 第15条第1項 第16条 第17条 第20条	インターネット異性紹介事業を行おうとする者の届出の受理 インターネット異性紹介事業の廃止等の届出の受理 インターネット異性紹介事業者に対する指示 処分移送通知の送付及び受理 インターネット異性紹介事業者に対する業務の状況に関する報告又は資料の提出要求 国家公安委員会への報告等 登録誘引情報提供機関に対する情報提供
探偵業の業務の適正化に関する法律	第4条第1項 第4条第2項 第13条第1項 第14条	探偵業を営もうとする者の届出の受理 探偵業の廃止等の届出の受理 探偵業者に対する業務の状況に関する報告又は資料の提出要求 探偵業者に対する指示
犯罪による収益の移転防止に関する法律	第8条第1項 第8条第5項 第15条 第16条第1項 第17条 第18条	疑わしい取引の届出の受理 疑わしい取引の通知 報告又は資料の提出要求 立入検査の実施 指導、助言及び勧告 是正命令
秋田県迷惑行為防止条例	第14条 第16条第2項	指示 聴聞の通知及び公示
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第5条第2項 第6条第1項 第6条第4項 第7条第1項、第3項、第4項 第8条第4項、第5項、第7項 第13条 第14条第1項、第2項、第3項 第15条第4項、第5項 第15条の2第5項 第15条の2第6項	指定に係る意見聴取の通知及び公示 指定に係る国家公安委員会への確認請求 確認結果通知の受理（指定について本庁確認回答の受理） 指定の公示及び通知並びに公示事項変更の公示 指定暴力団等の指定取消しに係る国家公安委員会への確認、確認結果通知の受理 並びに指定取消しの公示及び通知 援助の申出の受理及び援助 事業者に対する援助並びに責任者講習の実施及び通知 使用制限に伴う標章の貼り付け及び取り除き（仮命令除く） 特定抗争指定暴力団等の事務所に対する標章の貼り付け 特定抗争指定暴力団等の事務所からの標章の取り除き

	第28条第1項、第2項、第3項 第30条の11第3項 第30条の11第4項 第32条の3第2項 第33条第1項 第34条第2項 第34条第4項 第35条第4項、第5項 第35条第8項 第36条第1項、第2項、第3項、第4項	離脱希望者に対する援護等の措置、援護思想の普及啓発及び暴力追放運動推進センターに対する報告要求 事務所に対する標章の貼り付け（仮命令除く） 事務所からの標章の取り除き（仮命令除く） 責任者講習の委託 報告又は資料提供要求若しくは立入り検査要求等 命令に係る意見聴取の通知及び公示 出頭及び意見陳述の許可 仮の命令に係る他の公安委員会に対する通知、意見聴取の通知及び公示 仮の命令が不当であると認めた場合の効力執行 国家公安委員会に対する報告及び通報受理並びに命令に係る国家公安委員会に対する報告及び通報受理並びに官公署に対する協力要求
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第14条第1項 第15条 第16条第1項 第17条第1項 第19条第1項、第2項、第3項 第25条第1項 第26条第1項 第30条第1項 第34条 第35条第1項、第2項、第3項 第38条 第39条 第40条第1項、第2項 第41条第1項、第2項 第46条 第47条第3項 第48条第3項	相手方に対する援助の措置等（法第13条関係 援助申出書・相談受理簿） 事業者に対する援助の措置（法第14条関係 相談受理簿など） 責任者講習の通知、受講申込書の受理及び受講修了書の交付 社会復帰アドバイザーに対する協力命令（アドバイザーの事務処理内容） 暴力追放運動推進センターからの連絡受理 特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知 口頭報告の聴取及び報告調書作成命令 提出資料目録の作成及び写しの交付並びに提出資料の返還 仮の命令に係る標章の取り除き 指定等に係る照会、回答及び書類等の送付 命令に係る照会、回答及び書類等の送付 他の公安委員会に対する必要な協力及び適切な措置 書類の送達 郵便による送達の際の送達記録の作成 郵便による送達の際の交付送達記録の作成

暴力団員による 不当な行為の防 止等に関する法 律の規定に基づ く意見聴取の実 施に関する規則	第9条第1項 第10条第1項、第2項 第11条 第12条第1項、第2項、 第3項 第13条 第16条第1項、第2項、 第3項 第17条第1項、第2項 第23条第2項 第25条 第27条 第34条第1項、第2項 第35条第1項、第2項 第38条 第39条第1項、第2項 第40条第2項 第41条第2項	代理人選任届の受理 補佐人の出席に係る申請書の受理及び許 可並びに出席許可の通知 補佐人の付添い勧告 参考人の出席要求、出席申込書の受理及 び出席要求の通知 必要により意見聴取への警察職員の出席 意見聴取の期日等の変更申出の受理、期 日等の変更並びに期日等の変更の通知及 び公示 陳述書の提出要求及び受理 意見聴取続行の期日等の決定並びに通知 及び公示 意見聴取終了後の状況報告の受理 証拠書類等提出物の受理 意見聴取期日外における証拠調及び通知 提出物目録の作成及び写しの交付並びに 提出物の返還 意見聴取の公示に伴う措置 当事者変更に伴う措置並びに通知及び公 示 意見聴取再開の通知及び公示 特殊取扱いの認定及び送達記録の作成
暴力追放運動推 進センターに関 する規則	第1条第1項 第2条 第3条第1項、第2項、 第3項 第7条第1項 第8条第1項、第2項 第9条第1項、第2項、 第3項 第12条第1項、第2項、 第3項 第14条	指定申請書の受理 指定の公示 名称等の変更届の受理及び公示並びに書 類の変更届の受理 相談事業規程の承認 相談事業開始届出の受理及び公示 相談事業休廃止及び再開届出の受理並び に休廃止及び再開の公示 事業計画書及び収支予算書の受理、事業 報告書及び収支決算書の受理並びに報告 又は資料提出の要求 指定の取消しの公示
不当要求情報管 理機関登録規程	第4条第1項 第5条 第6条 第8条第1項 第8条第2項 第9条第1項、第2項 第10条第1項、第2項 第11条 第12条第1項、第2項	登録申請書の受理 登録の実施 登録証の交付 登録更新申請書の受理 登録更新の実施及び登録証の交付 登録事項変更届出書の受理及び書換え 移転登録申請書の受理並びに移転登録の 実施及び登録証の交付 事業廃止届の受理 登録の取消し及び通知

	第13条	登録証返納の受理
	第14条	登録機関に対する報告の要求
秋田県暴力団排除条例	第14条 第15条 第16条第1項 第16条第2項	報告又は資料の提出 勧告 公表 意見を述べる機会の付与
秋田県暴力団排除条例施行規則	第3条 第4条第1項 第4条第2項	県公報への登載等 意見書の受理 書面による通知
道路法	第35条 第95条の2第1項 第95条の2第2項	道路占用協議 道路管理者からの意見聴取 道路管理者からの協議
車両制限令	第11条第2項	道路管理者からの意見聴取に対する回答
駐車場法	第3条第2項 第4条第3項 第4条第4項 第5条第2項	知事からの意見聴取に対する回答 市町村からの意見聴取に対する回答 市町村からの通知の受理 地方公共団体の長からの意見聴取に対する回答
自動車ターミナル法	第19条	国土交通大臣からの意見聴取に対する回答
道路交通法	第4条第1項 第22条の2第1項 第44条第2項第2号 第45条の2第2項 第45条の2第3項 第45条の2第4項 第49条第1項 第49条第2項 第49条第3項 第49条第4項 第51条の4 第51条の4第3項 第51条の4第4項 第51条の4第6項 第51条の4第7項 第51条の4第10項 第51条の4第12項 第51条の4第13項	信号機、道路標識、道路標示の設置及び管理並びに通行の禁止その他交通規制 最高速度違反行為に係る指示 駐停車禁止の除外に係る関係者の合意及び合意文書の公示手続 高齢運転者等標章の申請の受理及び交付 高齢運転者等標章の再交付 高齢運転者等標章の返納 パーキングメーターの設置、管理 パーキングチケット発給設備の設置、管理 駐車の適正を確保するための措置 パーキングメーター及びパーキングチケット発給設備の管理並びに駐車の適正を確保するための措置に関する事務の委託 放置車両に係る指示 警察署長の確認標章取付けに係る公安委員会への報告 放置違反金の納付命令 弁明の通知 弁明通知の公示 仮納付をした者の公示による放置違反金納付命令 仮納付金の返還 督促状の通知

第51条の4第14項	公安委員会の地方税法の例による滞納処分の徴収
第51条の4第16項	還付事案等による公安委員会の放置違反金納付命令の取消し
第51条の4第17項	放置違反金の納付命令の取消し及び還付
第51条の4第18項	放置違反金納付命令及び督促状の公示
第51条の5第1項	公安委員会の車両の使用者等に対する報告又は資料の提出命令
第51条の5第2項	官公庁等への照会
第51条の6第1項	公安委員会の放置違反金納付命令等の国家公安委員会への報告
第51条の8第1項	登録
第51条の8第4項	要件を満たす法人会社の確認事務委託に係る申請法人の登録
第51条の8第6項	登録の更新
第51条の9	適合命令
第51条の11第1項	報告及び検査
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付
第51条の13第1項第1号イ	駐車監視員資格者講習の実施
第58条の4	過積載車両に係る指示
第59条第2項	自動車の牽引の許可
第59条第3項	許可証の交付
第66条の2第1項	過労運転に係る指示
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任届及び解任届の受理
第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令
第75条第2項	自動車の使用制限命令
第75条第3項（次条第2項の規定において準用する場合を含む。）	監督行政庁の意見聴取
第75条第5項（次条第2項の規定において準用する場合を含む。）	聴聞の期日及び場所の公示
第75条第9項（次条第2項の規定において準用する場合を含む。）	自動車の使用制限書の交付及び標章のはり付け
第75条第10項（次条第2項の規定において準用する場合を含む。）	標章除去申請書の受理及び標章の除去
第75条の2第1項	指示違反に係る使用制限命令
第75条の2の2	報告又は資料の提出
第75条の8第3項	高速自動車国道等における放置車両に係る指示
第89条第1項	免許の申請受理及び運転免許試験の実施

第89条第2項	免許の申請をしようとする者に対する質問票の交付
第89条第3項	免許の申請等及び技能検査
第90条第4項（同条第7項で準用する場合を含む。）	弁明の日時、場所及び処分理由の通知
第90条第5項	免許の事後停止等
第90条第8項	受検命令
第90条第9項、第10項	免許を受けることのできない期間の指定
第90条第11項	免許の取消し又は停止処分の他の公安委員会に対する通知
第90条第12項	免許の保留又は停止処分の短縮
第90条第13項	仮免許の取消し
第90条の2第2項	講習未受講者に係る免許の拒否
第91条	免許証の条件の付加及び条件の変更
第91条の2第1項	免許の条件の付与等の申請受理
第91条の2第2項	申請による免許の条件の付与等
第91条の2第3項	条件変更申請者の審査
第92条第1項	免許証の交付
第92条第2項	併記免許証の交付
第93条第1項	免許証への記載
第93条第2項	免許の条件に係る事項の記載
第93条の2	免許証への電磁的方法による記録
第94条第1項	免許証の記載事項の変更
第94条第2項	免許証の再交付
第95条の2第1項	特定免許情報の記録申請の受理
第95条の2第3項	特定免許情報の記録
第95条の2第4項	免許証の返納受理
第95条の2第5項	免許を現に受けていない者に係る特定免許情報の記録申請の受理
第95条の2第6項	免許証の交付を希望しない旨の申出受理
第95条の2第10項	免許情報記録の抹消の届出受理
第95条の2第11項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付申請の受理
第95条の3	免許情報記録個人番号カードに係る併記免許付与時の免許情報記録の書換え及び条件付与時等の電磁的方法による記録
第95条の4第1項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に併記免許を与えるときの免許証の交付及び免許情報記録の書換え
第95条の4第2項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に条件を付与等したときの条件に係る事項の記載及び記録
第95条の5第1項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に併記免許を与えるときの免許情報

	記録の書換え
第95条の5第2項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る記載事項変更の届出の受理
第95条の5第4項	国家公安委員会からの通報の受理
第97条の2第1項	運転免許試験の一部免除及び認知機能検査、運転技能検査、高齢者講習等の実施
第97条の2第2項	基準該当者の運転免許試験の一部免除なし
第97条の2第3項、第4項	運転免許試験の一部免除
第97条の3第1項	運転免許試験の停止と合格決定取消
第97条の3第2項	合格決定の取消しの通知
第97条の3第3項	運転免許試験の受験禁止期間の指定
第98条第3項	届出自動車教習所に対する指導助言
第98条第4項	自動車安全運転センターに対する研修等の配慮要求
第98条第5項	届出自動車教習所からの報告又は資料の提出要求
第99条の2第4項	指定自動車教習所技能検定員資格者証の交付
第99条の2第4項第1号イ	指定自動車教習所技能検定員資格審査
第99条の2第5項	技能検定員資格者証の返納命令
第99条の3第4項	指定自動車教習所教習指導員資格者証の交付
第99条の3第4項第1号イ	指定自動車教習所教習指導員資格審査
第99条の3第5項	教習指導員資格者証の返納命令
第99条の6第1項	指定自動車教習所からの報告若しくは資料の提出要求等
第100条の2第1項	基準該当初心者に対する再試験
第100条の2第4項	再試験の通知
第100条の2第5項	再試験の受験申込書の受理
第100条の3第1項	再試験移送通知書の他の公安委員会への送付及び受理
第100条の3第2項	試験移送の通知を受けた基準該当初心者に対する再試験
第100条の3第3項	再試験の通知並びに試験移送通知の送付及び受理
第101条第1項	免許証等の更新申請の受理
第101条第3項	免許証等の更新の書面送付
第101条第4項	免許証等の更新を受けようとする者に対する質問票の交付
第101条第5項	免許証等の更新を受けようとする者に対する適性検査の実施

第101条第6項	免許証等の更新
第101条第7項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る双方の同時更新申請の受理
第101条の2第1項	期間前更新申請書の受理
第101条の2第2項	期間前更新を使用とする者に対する質問票の交付
第101条の2第3項	期間前適性検査の実施
第101条の2第4項	期間前免許証の更新
第101条の2第5項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る更新期間前における双方の同時更新申請の受理
第101条の2の2第1項	免許証等の経由更新申請の受理
第101条の2の2第3項	経由地公安委員会において免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出受理
第101条の2の2第4項	経由公安委員会における適性検査の実施
第101条の2の2第5項	住所地を管轄する公安委員会に対する更新申請内容及び適性検査結果の通知
第101条の2の2第6項	住所地を管轄する公安委員会に対する講習を受けた旨の通知
第101条の2の2第7項	住所地を管轄する公安委員会における適性検査の実施等
第101条の3第2項	更新時講習を受けない者に対する免許証の更新の拒否
第101条の4第2項	認知機能検査等の実施
第101条の4第3項	運転技能検査等の実施
第101条の4第4項	運転技能検査等の基準該当者の不更新
第101条の4第5項	70歳以上の者に対する書面送付
第101条の4の2第1項	現に有する免許証と引換えによる更新された免許証の交付
第101条の4の2第2項	更新された免許証の交付を希望しない旨の申出の受理
第101条の4の2第3項	免許情報記録の書換えによる有効期間の更新
第101条の4の2第4項	経由地公安委員会における返納免許証の受理
第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収
第101条の6第1項	診察結果の受理
第101条の6第2項	医師に対する回答
第101条の6第4項	他の公安委員会への診察結果の通知
第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施
第101条の7第2項	臨時認知機能検査の書面通知
第101条の7第4項	臨時高齢者講習の実施
第101条の7第5項	臨時高齢者講習の書面通知
第102条第1項、第2	臨時適性検査の実施及び診断書提出命令

項、第3項、第4項	
第102条第5項	臨時適性検査の実施
第102条第6項	臨時適性検査の実施の通知
第103条第1項	免許の停止等
第103条第3項、第4項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付等
第103条第6項	受検命令
第103条第7項、第8項	欠格期間の指定
第103条第9項	他の公安委員会への処分結果の通知
第103条第10項	免許の効力の停止期間の短縮
第103条の2第5項	仮停止の通知書及び免許証の受理
第103条の2第6項	仮停止の通知書及び免許証の送付
第104条第1項	意見の聴取の期日、場所の公示及び関係者に対する通知
第104条第3項	意見の聴取の参考人又は関係人に対する出頭要求
第104条の2第2項	聴聞の期日、場所の公示及び関係者に対する通知
第104条の2第5項	聴聞の参考人又は関係人に対する出頭要求
第104条の2の2第1項	再試験の不合格者の取消し
第104条の2の2第3項	再試験に係る他の公安委員会に対する通知
第104条の2の2第4項	処分移送書の執行
第104条の2の2第6項	再試験に係る取消しの意見の聴取の通知及び公示
第104条の2の2第7項	他の公安委員会への処分通知
第104条の2の3第1項	免許効力の暫定停止及び解除
第104条の2の3第2項	弁明の付与
第104条の2の3第3項	臨時適性検査等に係る免許の停止等
第104条の2の3第5項	臨時適性検査等に係る他の公安委員会への処分移送通知書の送付等
第104条の2の3第7項	聴聞期日、場所の公示及び関係者に対する通知
第104条の2の4第3項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付
第104条の2の4第4項	処分移送書の執行
第104条の2の4第6項	意見の聴取の通知及び公示
第104条の2の4第7項	他の公安委員会への処分通知
第104条の3第1項	書面の交付
第104条の4第1項、第2項、第3項、第4項	申請による取消し
第105条の2第1項	運転経歴証明書の交付申請の受理
第105条の2第2項	運転経歴証明書の交付
第105条の2第3項	運転経歴情報の記録申請の受理

第105条の2第4項	運転経歴情報の記録
第106条	国家公安委員会への報告
第106条の2第1項、第2項	臨時適性検査等に係る仮免許の取消し
第106条の3第1項	免許証の返納の受理
第106条の3第2項	免許が取り消された者が他の種類の免許を受けている場合の免許証の交付
第106条の3第3項	免許が取り消された者が他の種類の免許を受けている場合の特定免許情報の記録申請等の受理
第106条の3第4項	提出免許証の受理
第106条の3第5項	提出免許証の返還
第106条の4第1項	免許情報記録の抹消
第106条の4第2項	免許が取り消された者が他の種類の免許を受けている場合の免許情報記録の書換え
第106条の5	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許を取り消した場合の他の種類の免許に係る免許証の交付及び免許情報記録の書換え
第106条の6	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る申請による取消し後に申出免許を与えよときの免許情報記録の書換え
第107条	免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれも有しない者に係る更新をした旨を証する書面の交付
第107条の3の2	国際運転免許証を所持する者に対する報告徴収
第107条の4	国際運転免許証の臨時適性検査及び条件の付加、変更
第107条の5第3項	運転の禁止期間の短縮
第107条の5第4項	意見の聴取等の通知及び公示
第107条の5第5項、第6項、第7項	提出された国際運転免許証等の受理並びに国際運転免許証等の返還請求の受理及び返還
第107条の5第8項	国際運転免許証に対する処分事項の記載
第107条の5第9項	処分移送通知書の送付等
第107条の5第10項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の受理及び送付
第107条の5第11項	書面の交付並びに国際運転免許証等の受理及び返還
第107条の6	運転禁止処分等の国家公安委員会に対する報告
第107条の7	国外運転免許証の交付等
第107条の10第1項	国外運転免許証の返納

第107条の10第2項	提出国外運転免許証の提出
第107条の10第3項	提出国外運転免許証の返還
第108条の2第1項第1号	安全運転管理者等に対する講習
第108条の2第1項第2号	免許取消し又は準取消処分者に対する講習（取消処分者講習）
第108条の2第1項第3号	免許の保留、効力の停止又は自動車の運転の禁止を受けた者に対する講習
第108条の2第1項第4号	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習
第108条の2第1項第5号	大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習
第108条の2第1項第6号	原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習
第108条の2第1項第7号	大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習
第108条の2第1項第8号	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置講習
第108条の2第1項第9号	指定自動車教習所職員に対する講習
第108条の2第1項第10号	基準該当初心運転者に対する講習
第108条の2第1項第11号	免許証等の更新を受けようとする者に対する講習
第108条の2第1項第12号	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する講習
第108条の2第1項第13号	軽微違反行為をし、政令で定める基準に該当することとなった者に対する講習
第108条の2第1項第14号	基準該当若年運転者に対する講習
第108条の2第1項第15号	特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
第108条の2第1項第16号	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
第108条の2第2項	車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るための車両の運転者に対する講習
第108条の3第1項	初心運転者に係る通知

第108条の3第2項	初心運転者のやむを得ない理由の認定
第108条の3の2	軽微な違反行為をした者に対する講習の 手続
第108条の3の3	若年運転者講習の手続
第108条の3の5第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習の受 講命令
第108条の3の5第2項	自転車運転者講習の受講命令
第108条の3の6	特定小型原動機付自転車運転者講習等の 受講命令等の報告
第108条の4	指定講習機関の指定及び講習の実施
第108条の6	講習業務規定
第108条の9	指定講習機関に対する検査、報告及び資 料の提出
第108条の26第1項	情報の提供、助言、指導その他必要な措 置
第108条の26第2項	地方公共団体の長に対する情報の提供そ の他必要な措置
第108条の29第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱
第108条の29第5項	地域交通安全活動推進委員の解嘱
第108条の30第3項	公安委員会に対する意見申し出の受理
第108条の32の2第4 項	認定教育実施者に対する指導助言、研修 等の要求、報告又は資料の提出要求
第108条の32の3第2 項	認定教育実施者に対する指導助言、研修 等の要求、報告又は資料の提出要求
第108条の34	使用者に対する通知
第109条の2第1項	情報の提供
第109条の2第2項	情報の提供事務の委託
第110条の2第1項	交通公害に関する資料の提出要求
第110条の2第2項	広域規制により交通に著しい影響が及ぶ おそれのある場合の知事及び関係地方行 政機関からの意見聴取
第110条の2第3項	特定の交通規制をしようとするとき道路 管理者からの意見聴取又は緊急交通規制 を実施した場合の道路管理者への通知
第110条の2第4項	高速自動車国道又は自動車専用道路に対 する特定の交通規制をしようとするとき の当該管理者との協議
第110条の2第5項	路上駐車場が設けられている道路につい て、停車及び駐車を禁止しようとするとき、当該駐車場を設置した地方公共団体 からの意見聴取又は緊急交通規制を実施 した場合の道路管理者への通知
第110条の2第6項	路上駐車場が設けられている道路の部分 について駐車時間を制限しようとするとき当該地方公共団体からの意見聴取

	第110条の2第7項 第111条第1項 第111条第3項 第114条の5第1項	駐車場整備地区内にパーキングメーターを設置しようとするとき路上駐車場設置計画を定めなければならないこととされている者からの意見聴取 交通量等の調査 道路交通に関する調査をしたとき道路管理者又は関係行政庁に対する通知 防衛出動命令が発せられた場合における通行の禁止及び制限
道路交通法施行令	第13条第1項 第14条の2 第33条の6の2	緊急自動車の指定及び届出 道路維持作業用自動車の指定及び届出 免許証等の更新を受けることができなかったやむを得ない事情の認定
道路交通法施行規則	第6条の3の3 第9条の9第1項第2号 第9条の9第2項第2号 第15条の2 第18条の2の3第5項 第22条 第24条第10項 第24条第12項 第26の3条第2項 第26の5条第6項 第28条 第29条の2の2第1項 第30条の7第5項 第30条の9第1項、第3項 第30条の10第1項 第30条の11第1項 第30条の12第1項 第30条の12第2項、第3項 第30条の13 第30条の15第1項 第30条の16第1項	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出 安全運転管理者の要件に係る認定 副安全運転管理者の要件に係る認定 緊急自動車の運転資格の審査 検査合格証明書の交付 試験場所等の指定等 技能試験車の指定 技能試験官の指定 認知機能検査結果通知書の交付 運転技能検査受検結果証明書の交付 運転免許試験成績証明書の交付 経由申請書の受理 申請による運転免許の取消通知書による通知 運転経歴証明書への記載 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出 受理及び記載事項の変更 運転経歴証明書の再交付申請の受理 運転経歴証明書の返納受理 運転経歴証明書返納届の受理 運転経歴情報記録個人番号カードへの記録 運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出受理 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けた時の運転経歴情報の抹消

	第30条の16第2項	運転経歴情報抹消届の受理
	第36条	指定自動車教習所の指定申請書記載事項届の受理
	第38条第8項第2号	応急救護処置の指導能力を有する者の認定
	第38条第17項	講習終了証明書の交付
	第38条の2	講習終了証明書の交付
	第38条の4の6	運転免許取得者等教育に係る報告等
	第38条の4の7	運転免許取得者等検査に係る報告等
指定講習機関に関する規則	第4条第1項、第2項、 第3項 第5条 第7条 第9条	指定講習機関の名称等の変更届の受理、 変更事項の公示 指定講習機関の運転適性指導員の審査 指定講習機関の運転習熟指導員の審査 講習業務規定の認可及び変更
地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進協議会に関する規則	第8条第1項 第8条第2項 第9条 第10条 第14条 第15条	推進委員に対する講習の実施 講習の委託 推進委員に対する指導 推進委員に対する通知、弁明の機会の付与 協議会に対する報告、資料提出要求 協議会に対する勧告
運転免許に係る講習等に関する規則	第1条 第2条 第4条第2項第1号ロ 第4条第2項第2号ニ 第7条第2項第4号	特定任意高齢者講習 特定任意講習 認知機能検査の技能、知識の審査及び講習の実施 運転技能検査の技能、知識の審査及び講習の実施 公安委員会が行う講習の技能、知識の審査及び講習の実施
道路交通法に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則	第3条 第4条第2項 第5条第1項、第2項 (第17条で準用する場合を含む。) 第6条第1項、第2項、 第3項 第8条第1項、第2項、 第3項 第14条第1項 第14条第2項	主宰者の指名 主宰者の再指名 代理人の資格証明及び資格喪失届の受理 補佐人の出頭許可等 意見の聴取期日及び場所の変更等 書面による弁明の許可 弁明録取者の指定
交通安全活動推進センターに関する規則	第1条第1項 第2条	交通安全活動推進センター指定申請書の受理 交通安全活動推進センター指定の公示

	第3条第1項 第3条第2項 第3条第3項 第7条第1項 第7条第2項 第7条第3項 第8条 第9条	交通安全活動推進センターの名称等の変更届の受理 交通安全活動推進センターの名称等の変更の公示 交通安全活動推進センターの届出内容の変更届の受理 交通安全活動推進センターの事業計画書等の受理 交通安全活動推進センターの事業報告書等の受理 交通安全活動推進センターへの報告又は資料の提出要求 交通安全活動推進センター交通事故相談員の解任勧告 交通安全活動推進センターの指定取消しの公示
運転免許取得者等教育の認定に関する規則	第7条第1項、第2項、第3項	認定教育実施者の名称等の変更届の受理、変更事項の公示
確認事務の委託の手續等に関する規則	第2条第1項 第2条第3項 第6条 第7条第1項 第9条第1項 第9条第2項 第10条第2項 第10条第4項 第10条第5項 第11条第1項 第13条第1項 第13条第2項 第14条第2項	登録申請書の受理 登録の更新申請書の受理 駐車監視員資格者講習の公示 受講申込書の受理 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付 駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付 認定申請書の受理 認定書の交付 認定書の再交付申請書の受理及び認定書の再交付 駐車監視員資格者証の交付申請書の受理 駐車監視員資格者証の書換え交付申請書の受理及び書換え交付 駐車監視員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付 駐車監視員資格者証返納の受理
秋田県道路交通法施行細則	第5条の3 第16条第2項	通行・駐車禁止（時間制限駐車区間） 禁止除外指定車標章の交付 受講証明書の作成・交付
災害対策基本法	第76条 第76条の4	災害時における通行の禁止及び制限 道路管理者への道路区間指定等の要請
災害対策基本法施行令	第32条、第33条 第33条の3	災害時における通行の禁止制限をした場合の標示、緊急車両の確認及び標章、証明書の交付 道路区間指定の通知の受理

自動車の保管場所の確保等に関する法律	第8条 第9条第1項 第9条第2項 第9条第3項 第9条第4項 第9条第5項 第10条第2項 第12条 第13条第2項	通知の受理 運行供用制限命令 文書の交付及び標章のはり付け 申告の受理 確認 確認の通知及び標章の取り除き 聴聞の通知及び公示 報告又は資料の提出 通知
大規模地震対策特別措置法	第24条	地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合における通行の禁止及び制限
大規模地震対策特別措置法施行令	第12条	緊急輸送車両の確認及び標章、証明書の交付
原子力災害対策特別措置法	第28条第2項	原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における通行の禁止及び制限
原子力災害対策特別措置法施行令	第8条第2項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第4条 第5条第1項 第5条第2項 第5条第3項 第5条第4項 第7条第2項 第8条第1項 第8条第2項 第9条第1項、第2項 第9条第3項 第21条第1項 第22条第1項 第22条第2項 第23条第1項 第23条第2項 第23条第3項 第24条第2項	営業の認定 認定申請の受理 認定の通知 認定を拒否する処分及びその旨の通知 認定及び認定拒否に関する秋田県知事との協議 認定の取消しに関する秋田県知事との協議 変更届出の受理 変更届出に関する秋田県知事への通知 廃業等の届出受理 廃業等の届出に関する秋田県知事への通知 業務に関する報告又は資料の提出の要求、並びに営業所に対する立入検査の実施 自動車運転代行業者に対する指示及び当該指示をした旨の秋田県知事への通知 秋田県知事による指示の通知の受理 営業停止命令 秋田県知事による営業停止要請の受理 営業停止命令に関する秋田県知事との協議 営業廃止命令に関する秋田県知事との協議

	第25条第1項 第25条第2項	処分移送通知書の送付 処分移送通知書の受理及び処分
国家公安委員会 関係自動車運転 代行業の業務の 適正化に関する 法律施行規則	第3条 第8条 第10条	申請書及び届出書の受理 変更届出書の受理 廃業等届出書の受理
武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律	第155条第1項	国民保護のための措置に関する通行の禁 止及び制限
武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律 施行令	第39条	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明 書の交付
路線を定める自 動車運送事業の 免許申請事案の 調査の際におけ る都道府県公安 委員会の意見聴 取等に関する運 輸省との覚書き について	第2条 第3条	公安委員会の意見の提出 通知受理
		他機関との道路交通に関する協定等に基づ きそれらからの照会に対する回答
道路交通等保全 に関する条例	第4条	示威行進又は示威行進運動の許可及び条 件（場所行進路又は時間の変更に関する 条件を除く。）の付与
運転免許取得者 等検査の認定に 関する規則	第8条第1項、第2項、 第3項	認定検査実施者の名称等の変更届の受 理、変更事項の公示
大型免許の欠格 事由等の特例に 係る教習の課程 の指定に関する 規則	第4条 第8条	記載事項変更届の受理 特例教習業務に関する報告又は資料の提 出要求
航空法	第131条の2の5第9 項、第131条の2の6 第4項、第134条第5 項	国土交通大臣からの業務の改善に必要な 措置命令、報告徴収及び立入検査に関す る協議